

# 自動車リサイクル法 (引取業) の登録申請手数料が変わりました

最近の社会経済情勢の変化を踏まえ、府立施設の使用料や各種手数料の額が改定されました。

(「京都府手数料徴収条例」等の一部改正)

この一環として、令和7年4月1日から、自動車リサイクル法に基づく引取業の登録申請手数料の額が、以下のとおり改定されました。

	改定前 (令和7年3月31日まで)	改定後 (令和7年4月1日から)
引取業 新規申請手数料	4,080円	4,280円
引取業 更新申請手数料	3,060円	3,210円

※ フロン類回収業、解体業及び破碎業の申請手数料に変更はありません。